

高隈地区コミュニティ協議会と鹿児島女子短期大学の連携協力に関する協定書

高隈地区コミュニティ協議会（以下「甲」という。）と鹿児島女子短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙が相互の資源や機能等を活用しながら、地域の特色ある食材を利用した食文化を発信するとともに、関係人口増加に資する地域文化や観光資源を再発見ないしは創造し、地域社会の課題解決と発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲・乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）地域の食産物および地域文化資源の活用に関する事項
- （2）観光資源を生かした関係人口増加に関する事項
- （3）地域活性化の担い手育成に関する事項
- （4）その他、甲・乙が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 甲・乙はこの事業を円滑に推進するため、両者の求めに応じ協議の場を設けるものとする。

（契約期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1か年間とし、契約期間満了の3か月前までに両者いずれからも契約解消の意思表示がない場合、本契約はさらに1か年間自動更新する。以降も同様とする。

（成果の公表）

第5条 この協定により得られた成果を公表する場合は、甲・乙協議して決定する。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年11月2日

甲 鹿屋市高隈町262-1
高隈地区コミュニティ協議会

乙 鹿児島市高麗町6番9号
鹿児島女子短期大学

会長

浜田 保



学長

志賀 啓一

